**県内企業の職場定着支援事業に係る業務仕様書**

資料 ２

　この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県内企業の職場定着支援事業」（以下「本業務」という。）に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

１　本業務の概要

1. 事業趣旨

県内企業の若手社員の育成や定着を支援することにより、退職を考える状況を改善するとともに、継続的な働きやすい環境を提供するもの。

1. 委託期間

契約締結の日から令和７年９月30日（火）まで

1. 委託料の上限額

2,931千円（税込み）

２　業務内容

(1)　対象企業

直近５年間で若手社員の離職があった県内企業（岩手県内に事業所を有する企業）とし、特に離職

率が高い業種（宿泊業、飲食サービス業等）を優先的に対象とすること。

(2)　事業内容

ア　対象企業の特定

県内企業に対して、職場定着支援に係る意向確認を含めたアンケートを実施するとともに、

対象企業の絞り込みを行うこと。

イ　対象企業へのヒアリング

アで支援希望のあった対象企業に対して、ヒアリング（直近の採用・定着状況、若手社員を育成

する上で課題と感じていること、希望する支援の内容・対象・実施形態等）を実施すること。

ウ　対象企業への職場定着支援

イのヒアリングを行った結果、職場定着支援が必要な場合は、若手社員や育成担当者等に向け

た、社員の育成等に関するセミナー及び研修会等の支援を実施すること。

(3)　事後アンケート調査の実施

上記(2)ウの支援を受けた企業（研修会等に参加した社員を含む）に対し、セミナー及び研修会等

の支援内容に関するアンケート等を行い、その結果を集計・分析して県に報告すること。

３　成果目標

　　支援企業数（セミナー及び研修会等を実施した企業数）　20社以上（実数）

　　※ヒアリングのみを実施した企業は含まない。

４　就職支援機関との連携

本事業の参加者に対して、県及びその他の機関（以下「就職支援機関」という。）が実施する就職支

援施策を紹介する等、就職支援機関と積極的な連携を図ること。

５　成果物

成果物は下記のとおりとする。紙媒体２部及び電子ファイルを提出すること。

※　電子ファイルは、Portable Document Format®形式で提出すること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることできる。

1. ヒアリング及び職場定着支援に係る実施内容（支援企業名簿（参加者人数を含む））
2. 事後アンケート調査の結果

６　契約に関する条件

1. 再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

1. 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ　県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ　受託者は、上記ア、イによる請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

1. 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間の協議のうえ定める。

1. 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

1. 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1. その他

　　本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。